

18世紀の倭館における日朝交渉と対馬藩の裁判役

Japanese-Korean Negotiations at *Wakan* (Kr. *Waegwan*) in the 18th century and *Tsushima* domain's *Saihanyaku*

李 炯周
Lee Hyeongju

It is widely accepted that Japan and Korea had friendly relationship during the Edo period. Like any other friendly relationships, the relationship between Japan and Korea was maintained by resolving plethora of conflicts and issues arising during any diplomatic process. Moreover, during the Edo period (the 18th century in particular), it was an era of overcoming the diplomatic dependency on strength. This is why we should pay attention to the role of officials-arbiters called *Saihanyaku* which were sent to *Wakan* (Kr. *Waegwan*) from *Tsushima* domain as diplomats.

Unlike the previous period, the most of *Saihanyaku* officials were chosen from cadres with no experience “in the field”. What made this possible was the existence of vast accumulation of records from the late 17th century. According to Osa Masanori (1968), *Tsushima* domain kept diplomatic correspondence with Korea from the late 17th century, motivated by the view that they could have their diplomacy no longer depend on strength alone. In such a way, in the 18th century, *Saihanyaku* were able to perform this mission in a new setting, referring to the accumulated records and documents.

For *Saihanyaku*, the records served as weapons at the negotiating table. In a situation that power-dependent diplomacy was not an option, *Saihanyaku* tried to carry out *Tsushima* domain's policy by choosing records and document interpretations which were favorable for *Tsushima* domain, while having an argument with Korean counterparts. Even when *Tsushima* domain's arguments did lose their validity or were rejected, *Saihanyaku* tried to carry out *Tsushima* domain's policy, working around Korean counterpart's dissatisfaction without depending on strength. This study shows that the 18th century Japanese-Korean diplomatic conflicts were resolved by referring to vast documentary basis and finding a compromise when in opposition with Korean. In all this, *Saihanyaku* were arbiters of the 18th century who were relying on diplomatic maneuvers, since relying on power alone was not an option.

キーワード 裁判役 日朝交渉 倭館 対馬藩

1. はじめに

近世の日朝関係は「善隣友好」のイメージで語られることが多い。確かに豊臣秀吉による朝鮮出兵（文禄・慶長の役、壬辰倭乱）の後は、江戸幕府と朝鮮の間には直接的な軍事衝突は一回も無く、朝鮮通信使や訳官使と言った外交使節が両国間を往来していた。だが、この約 260 余年間にわたって両国間の平和が維持され続けた理由を上手く説明することは容易ではない。

善隣友好というのは関係を有する両者間の対立や葛藤をも内包しつつ維持されるものであり、

そうした対立や葛藤が消滅してゆく過程もまた平和的な関係を維持・再生産することに含まれる。両者の対立はどのように円満に解決されたか、または、片方からの一方的な要求が問題を生じることなく相手方によって受容されえたか等についても究明する必要性が浮かび上がる。

そこで本稿では、対馬藩から倭館へ派遣されて直接に対朝鮮交渉に当たった裁判役（史料によっては裁判・裁判差倭・裁判倭等と称す）に注目したい。裁判役は、朝鮮側から小差倭（対馬藩と朝鮮の通交貿易のために対馬藩から派遣される使節）のひとつとして取り扱われ、常駐に近い状態で朝鮮との諸問題の交渉に当たったことが知られている¹。長正統（1968）は裁判役をその使命によって①信使迎送裁判、②訳官使迎送裁判、③公作米年限裁判、④幹事裁判に大別されるとしたが、いずれも対馬藩から朝鮮側へ派遣される他の使者とは区分される独自の役割を果たしていたと考えられている。例えば、①信使迎送裁判は通信使一行の対馬藩と江戸の往復に随行する「通信使護行差倭（日本側では迎聘使と呼ぶ）」や「通信使護還差倭（送聘使）」（いずれも朝鮮側から大差倭に区分される）とは違い、信使迎送裁判は通信使一行の倭館と対馬藩の往復に随行した。また、氏によれば信使迎送裁判は通信使護行差倭に先立って倭館へ渡海し、通信使の渡来に関わる諸問題を協議して通信使護行差倭と共に通信使一行を対馬藩まで護送する役割を果たしたという。そして②訳官使迎送裁判は、訳官使の倭館と対馬藩の往復に随行する役割を果たした²。次に③公作米年限裁判は、公作米（朝鮮側が貿易代金として公木（木綿）の代わりに支払う米、朝鮮側はこの換米を5年毎の期限付で実施）の期限延長、品質交渉、支給催促を担当した。最後に④幹事裁判は以上の3種に入らない交渉事案で渡海するもので、五日次（対馬藩の使者に対する支給品）や単参（対馬藩の使者に支給される人参）に関わる交渉やその他で活躍している例が見られるという³。

裁判役については、職務の概要や起源、被任命者やその身分の変化等はある程度まで明らかにされているものの⁴、職務の内実に関しては未だ不明のことばかりである。たとえば先行研究では「他の差倭がともすれば形式的な外交儀礼の遂行のみに流れがちであったのにたいして、裁判はおもに交渉の実際面を担当し、対馬の朝鮮外交の実質的な推進役となった」（長正統、1968）、「裁判が日朝外交の実質的推進者となって行動し、一方で対馬藩にとって大切な米の輸入交渉にたずさわる」（田代和生、1981）等と、裁判が対馬藩の対朝鮮交渉における「実質的な推進役」であったことが述べられる。しかしながら「実質的な推進者」であるとは具体的にはどういうことなのかが明らかにされたことがない。

一方、18世紀以降は力に頼る外交から脱却し、先例や証拠に頼る外交へ転換した時期であった。雨森芳洲の『交隣提醒』によると、1678年の倭館移転を境に朝鮮側の日本側に対する態度に変化があった。すなわち、1678年以前までは戦後の「余威」が残っていたので、交渉においても対馬藩側が要求を無理に朝鮮側に受容させることができたが、1678年以後になると「余威」が薄くなったので、如上のことはできなくなったのである。長正統（1968）によると、この変化が背景になって17世紀後半から18世紀初頭を境に対馬藩の対朝鮮関係史料が飛躍的に増大したという。もはや戦後の所謂「余威」に頼るような力による外交の時代は去ったという時代認識と共に、朝鮮関係の諸記録の整備や作成が求められたからである⁵。力に頼れない時期だったからこそ、この時期の日朝交渉における裁判役の果たした役割は更に注目に値すると思われる。

そこで本稿では、まず裁判の任命実態を検討し、18世紀以降における裁判役の特徴を検出する。次に実際に裁判が関与した一つの日朝交渉の様相を史料に基づいて復元し、もって裁判役が「実質的な推進者」として訳官使派遣交渉に果たした役割の一端を明らかにしたい。

2. 裁判役任命の傾向

長正統（1968）によると、裁判役の起源としては秀吉の朝鮮出兵以前に活躍した柚谷盛広が古い例として挙げられ、戦後においては1607年以後度々渡海して国交再開に功があった井手弥六左衛門（橘智正）、1632年以後度々渡海して通信使の日光参詣問題を処理した有田杢兵衛（藤智縄）、1651年以後度々渡海した勝田五郎左衛門（橘盛正）が挙げられる⁶。そして田代和生（1981）によると、この戦後に活躍した3名はいずれも町人で、その次に裁判役をつとめる佐護式右衛門（平成扶、1654年倭館渡海）からは士分が裁判役に任命されるようになった⁷（【裁判一覧表】を参照）。

こうした変化のほか、17世紀中頃には任命方式においても変化が起きる。すなわち17世紀前半は井手弥六左衛門（橘智正）と有田杢兵衛（藤智縄）の2名が、1回の派遣につき1名ずつ5～7回にわたって繰り返し渡海して長く活動をしていたのに対し、17世紀中頃以降は、1回の派遣につき1～2名ずつ渡海し、数回の派遣で交代する例が現れるようになる。この17世紀中頃以降の変化に関連して次の史料を見てみよう。【史料1】は貞享4（1687）年10月27日に賀島兵介が対馬藩の大目付という立場から藩政を批判した言上書の一部である。

【史料1】

①朝鮮裁判役、以前は耆人宛に被仰付、何れも年久敷勤候處に、近來は兩人宛に被仰付、一渡・二渡宛にて交代被仰付、其上御與頭・館守役勤候者も裁判に被仰付候故、朝鮮人共批判に、被仰付も道なく、勤るも義なしと申、普く米取裁判と名を付、笑物に仕由に御座候（中略）②朝鮮役之内にて裁判は何役より大切なる役に御座候故、智慧才覺有て、本邦と朝鮮と御通交之始より以来之諸事を能知りたる者に年久敷勤させ被成候はゞ朝鮮之事情を漸々と委敷心得、能裁判と成可申處に、③右之通に被仰付候儀、御爲に何之善き事御座候哉、④年寄共裁判に申付度者多く御座候故、曩眞之私より出、殿様御爲は忘れたる仕様にて御座候と諸人嘲申候、（句読点・下線引用者、以下同様）（賀島兵介「言上書」瀧本誠一編『日本経済叢書』第二十六巻、日本経済叢書刊行会、1916年、三十七～三十八頁）

賀島によると、以前は裁判役に1名が任命され長く勤めていたのだが、近頃は2名ずつ任命され1～2回の倭館派遣で交代する（①）という⁸。また、当初から朝鮮との故事先例に詳しい人物を裁判役に任命し、長く勤めさせれば良い裁判役になるはずなのに（②）、実際には①のような任命の仕方になっているからそうならず、対馬藩にとって良いことではない（③）。そして①のような任命方式は、年寄どもが自分の任命したい者を裁判役に任命するような恣意、すなわち、年寄衆と藩士の私的な関係から裁判役の任命がなされていると批判する（④）。

かつて町人が任命されていた裁判役が、1654年の佐護式右衛門を境に士分が任命されるようになった。その理由について長正統（1968）は「井手弥六左衛門（橘智正）がこの役にあたった時に「所務」（この場合は朝鮮側からの米布その他の支給物による収入）が特別によかったため」と説明している⁹。裁判役に任命したりされたりすることは、経済的な利益を与えたり得たりすることを意味していたのである。つまり賀島が批判的に言及した「兩人宛に被仰付、一渡・二渡宛にて交代」という任命方式は、なるべく多くの藩士に経済的な利益を得る機会を提

この時期には内政筋と外交筋を問わず勤務経歴年数のみを以って裁判役を任命していたのである。それは、18 世紀になると、対馬藩の諸役職についている藩士である以上、対朝鮮通交（上御役儀）に関しては「彼國之事情等古今之儀茂相考居」るはずだったからである。

繰り返しになるが、18 世紀は対馬藩の朝鮮関係の諸記録が整備・蓄積される時期であった。裁判役もまた 1705 年以降、『裁判記録』の作成が義務化された（長正統、1968）¹³。換言すれば、裁判役に任命される人物は、諸記録から故事先例を調べるのが可能になったのである。だから、かつて 17 世紀後半に賀島兵介が提案したように、必ずしもその人物が「本邦と朝鮮と御通交之始より以来之諸事を能知りたる者」かどうかを優先的に考慮して裁判役に任命する必要は無くなったのである。対朝鮮業務の経験ではなく、整備・蓄積された諸記録の存在に支えられていたのが、18 世紀における裁判役の特徴だと言える。

ただ、大森が問題としているのは、その人物が「裁判役相当之器」であるかを検証せずに裁判役に任命することであった。だから朝鮮側に対して恥をかくこともあるという。しかも自ら辞職を申し出ることもないのが問題であった。そこで大森は「裁判役之儀者以前之通定役」として任命することを提案する。ここでいう「以前」とは交代頻度から 17 世紀前半を指すと考えられる。裁判役にそもそもより「相当之器」を任命して「定役」として長く勤めさせれば、かつて賀島兵介が述べたように「朝鮮之事情を漸々と委敷心得、能裁判と成」り得るという狙いであったろう。

それでは大森の問題提起を受けた 19 世紀以降についても検討してみたい。19 世紀における裁判役の任命方式は、基本的には 18 世紀に類似していた。すなわち 1804 年に渡海した浜田源左衛門から 1870 年に渡海した渡辺小右衛門まで、裁判役には総 26 名が任命され 29 回派遣されたが、全て 1 回の派遣につき 1 名ずつ派遣されていた。そして、館守経験者が少数存在し（小野十郎兵衛）、同一人物が複数回を裁判役として任命・派遣された例も少数存在した（重松此面 3 回・難波早衛 2 回カ）。ただ、この 19 世紀は、名代が裁判役として任命・派遣される例が急激に増加したことに大きな特徴があった。18 世紀末から名代が裁判役として任命・派遣される例（河内徳左衛門・古河又三郎）は現れていたのだが、19 世紀に入ると全 29 回派遣の内 9 回（内山郷左衛門・島雄権右衛門・幾度哲輔・樋口監物・吉川左衛門・難波早衛・三浦守衛・多田佐一郎・渡辺小右衛門）も名代が裁判役として任命・派遣されている。

長正統（1968）は、この変化について「時代の推移とともに藩政機構の中の諸役職がしだいに栄職化し、裁判役もその傾向をまぬがれず、必ずしもこの複雑かつ過激な職務の実際に適合する人物を直接に補佐（引用者：補任カ）することが困難になったためにとられた便宜の措置とかんがえられる」と述べる¹⁴。裁判役に名代が多くなったことには大森の裁判役任命に対する批判が影響していたと考えられる。すなわち、基本的には 18 世紀の任命方式を維持しながらも、「裁判役相当之器」つまり「（引用者：裁判役という）過激な職務の実際に適合する人物」を積極的に検証して任命した故に、名代の割合が高くなったのであろう。

以上で近世期における裁判を任命方式の側面から分析し、全体を概観した。中でも本稿で取り上げる 18 世紀以降、裁判役は「只諸役之内勤功・年数等」を以って任命されていた。そして、このような任命方式は、17 世紀後半から整備・蓄積された朝鮮関係記録が存在したからこそ可能であったと考えられる。つまり 18 世紀の裁判役は対馬藩で整備・蓄積された諸記録の存在に支えられていたのであり、よってはこの時期に倭館へ渡海した裁判役としても、先例や証拠を武器に朝鮮との交渉に当たっていたと思われる。次の章では実際の交渉において裁判役が果た

した役割を確認したい。

3. 18世紀の日朝交渉における裁判役の役割

天明元（1781）年閏5月18日、豊千代（後の徳川家斉）が将軍家治の養子となって儲君に立てられた。このことを受けて豊千代の立儲を賀するための訳官使が計画され、訳官使一行を送る裁判役に渡邊六之進という人物が任命される。18世紀に任命された裁判役の多くがそうであったように、渡邊もまた初任として対朝鮮交渉に当たることになった。そして同2（1782）年12月1日、渡邊は倭館において取り組むべき数々の交渉事案を指示された¹⁵。

【史料3】

渡海譯召連候人数之義、①享保六辛丑年譯官方一行六拾五人ニ相極候處、②其後内々ニ而毎度加人連渡不宜仕形ニ候間、数外之人数無之、一行六拾五人ニ而罷渡候様、堅ク可被申達候、

（『裁判記録』[153]（国立国会図書館所蔵、請求記号：WA1-6-14）天明2年12月朔日条 コマ：15）

この日、渡邊が指示された事案の中には訳官使一行の人数に関するものもあった。藩当局によると、訳官使一行の人数は享保6（1721）年に65名で決まったが（①）、その後も追加人員が毎回発生していた。そこで藩当局は裁判役渡邊六之進を通じて65名派遣の原則を徹底させようとしたのである（②）。訳官使一行は大きく上々官（堂上訳官と堂下訳官）・上官・中官・下官で構成され、対馬藩からの支給品も規定されていた。従って上の指示は、訳官使一行の人数が増える分、対馬藩の出費も増えるがために出されたものとして考えられる。

渡邊六之進が藩当局の指示を受け、倭館へ渡海したのは天明3（1783）年1月24日のことであつた。ただ、朝鮮側との本格的な交渉は、渡海訳官（堂上訳官と堂下訳官）の東萊府（現在の釜山広域市）到着を待ち、同4月28日に開始された。以下は渡邊と堂上訳官朴道洵¹⁶が初対面で話し合った内容の一部である。

【史料4】

其間二者色々之咄會、彼是暫く出會中ニ一行人数・冠衣之儀掛合ニ至、①一行人数ハ七拾五人無之候而者 公義御慶事之書契為持候跡ニ樂器之人数手組難相立御座候間、何とぞ人数者右之通被仰付被下候様、御国江申上呉候様ニと種々弁別を設申聞候へ共、②享保六年六拾五人ニ相極、其時樂器諸事不相欠様為相濟例格有之候を以委御差図被仰付置候故、爰許ニて拙者了簡を以申談候儀者難相成段申達候所、其上をも是非ニ々々と繰返申聞候間、先致承知候、此儀ハ了簡之品茂候間、重而可及返答と申留、

（『裁判記録』[155]（国立国会図書館所蔵、請求記号：WA1-6-14）天明3年4月28日条 コマ：59）

朴道洵は、75名派遣でないと樂器に携わる人員の編成が難しくなるので、75名派遣を認めるよう渡邊から対馬藩当局へ報告して欲しいと要求した。すなわち、75名全員を対馬藩側からの支給品をもらえる正式な一行として認めて欲しいとのことであつた（①）。これに対して渡邊は、

享保 6 (1721) 年の先例に基づいて藩当局から 65 名派遣という指示を受けているので、自分の判断だけでこの事案について話し合うことはできないと拒絶した (㉔)。この日は両者の立場の違いが露わになったものの、まだ論争には至らなかった。本格的に論争が開始されるのは翌月からであった。以下、論争の様相を見て行きたい。

【史料 5】

㉔汝厚（引用者：堂上訳官朴道洵）方茂一行人数之儀申越、去廿八日應對之節も七拾五人無之候而者樂器御立不申、乍去六拾五人と御座候上者曲而多人数之儀者難申候間、七拾人ニ被成被下候へ、残五人ハ自分方差出可申由申居候通を申含置候段申聞候付、彼これ取集返答仕候上、㉕享保六辛丑年崔國知・李判官被罷渡候節、数度之論談ニて万治年之御吉例を被用、其人数六拾五人ニ被相極置候事故、其後両夫渡海之節ハ右之人数ニ御國御極被置候事故、爰許ニ而拙者いつれ之間を請持可申哉、絶而不相成事ニ候と申達候へハ、㉖左様候ハ、其御記録ニ而上中下官人分ケ等之所を書付為相知候様申聞候付、委細承届候、明日書付可相達と返答仕置候処、㉗享保六年三浦酒之允裁判記録六拾五人論談いたし誥有之候所、渡海訳方差出候留書者六拾九人ニ而難用立御座候付、㉘其後を相考、享保拾一年幾度六右衛門・同十九年吉川六郎左衛門、右兩人裁判二訳ニ而一行六拾五人之留書宜御座候付、書付御用掛梯感兵衛を以相渡置申候、

（『裁判記録』[155]（国立国会図書館蔵、請求記号：WA1-6-14）天明 3 年 5 月 3 日条 コマ：62 - 63）

先に折衝案を提示したのは朝鮮側であった。天明 3 (1783) 年 5 月 3 日、別差¹⁷趙重明¹⁸が堂上訳官朴道洵の意向を伝達した。すなわち朝鮮側では依然として 75 名派遣を希望しているのだが、この内の 70 名のみを正式な一行として認めてくれれば、残る 5 名は朴道洵の自己負担で派遣したいとのことである (㉔)。要するに全体としては 75 名派遣という枠を維持しながらも対馬藩の負担となる人数は 70 名に減らすという折衝案であった。しかし渡邊は初対面での回答と同じく、またも享保 6 (1721) 年の先例に言及しながら自分の判断だけでは話し合いかねると折衝案を拒絶した (㉕)。そこで朝鮮側は、渡邊が根拠として挙げている享保 6 年訳官使一行の人数に関する記録を提示することを要求した (㉖)。これにより両者間の本格的な論争が始まることになる。

朝鮮側の要求に応じた渡邊は、享保 6 年の訳官迎送裁判を勤めた三浦酒之允の『裁判記録』を調べた。ところで、当時、一行の人数を 65 名に決めた旨は記録にあったものの、実際に堂上・堂下訳官が提出した留書には 69 名渡海となっていた (㉗)。しかしこの留書を提示すると、実際には対馬藩側でも 69 名を正式な一行として認めたことになるので、渡邊にとっては不都合な記録であった。そこで渡邊はその後の先例を調べることにした。享保 11 (1726) 年の幾度六右衛門と享保 19 (1734) 年の吉川六郎左衛門の記録を調べたところ、折良くも、この度に計画している訳官使と同じく二訳渡海（堂上訳官と堂下訳官が 1 名ずつ渡海）で、留書も 65 名渡海となっていた。この記録は都合の良いものだったので、渡邊は自身の専属通訳梯感兵衛を通じ朝鮮側に提示することにした (㉘)。

これに対する朝鮮側の反論は同 5 月 10 日にあった。この日も別差趙重明が朝鮮側の意向を伝達した。

【史料 6】

①一行人數之義頃日御書付ハ致拝見候得共、我國留書ハ六拾八・九人亦ハ七拾人宛と在之難引合候間、近例相考相知らせ候様申聞候付、返答仕候ハ、②各方之留書ハ必定加人共ニ書込ニ而、其差別なしニ書記有之と相達候得ハ、③左様之義も可有御座哉、堂上申候ニ茂上々官共ニ六拾五人与御座候所ハ御留書を御書抜御見セ被下候得共、我々方書付差出候ニ渡海訳打込ニハ不仕筈、其間ハ如何可有御座哉と申聞候故、当席ニ而くどふ申ても、其益有間敷、委記録面考書付可申達と申留ル、

(『裁判記録』[153] (国立国会図書館所蔵、請求記号：WA1-6-14) 天明3年4月28日条 コマ：59)

渡邊が提示した65名渡海の留書を受け、朝鮮側で保管していた記録と比較してみたところ、朝鮮側の記録には68～70名¹⁹渡海になっていたのである。そこで朝鮮側では改めて近例を検討して提示することを要求した(①)。これに対して渡邊は朝鮮側の記録にある68～70名という数字は、対馬藩側が正式な一行として認めた65名の他にも、きっと追加人員が含まれているものだと反論する(②)。趙重明も堂上訳官の言葉を引用し、対馬藩側の記録に65名とあるのだが、それには堂上訳官と堂下訳官が含まれているはずがないと反論した(③)。

その後も両者間で論争は続くことになるが、渡邊はこれまでのように強気に出ることはできなくなった。以下の史料で確認してみよう。

【史料 7】

当席ニ而ハ人数之外何之義も不申聞、右ニ付相應及返答置候迄ニ而、強くも難申達候者、①二訳渡海之記録不詳、一行六拾五人全引合兼候得者、論談ニ方記録面證據ニ難相成、或者人数之書面無之候記録も在之、元文三年・延享四年者二例共ニ都合六拾七人と相見、彼是此上之踏所も見当不申、②乍去申募候時、渡海方ニ相障候義ハ有之間布候得とも、万一上船引延し候か、銅之御用談ハ折ケ候勢ニ無相違相見候趣も相聞、非夫而已爰元之時躰込茂兎や角申候様粗致承知候へ共実否ハ難計、乍去下官二人たけ之事ニ而今程之御時躰、外向之存念も在之、甚気毒ニハ相見候得共、③一行六拾五人方不相増様ニと御書付を以被仰渡置候へハ、館司申談爰元之評議ニ可至様も無之、然ハとて此上茂不成之返答申候ハ、大ニ時躰を損可申ハ不違事之様ニ相響、

(『裁判記録』[156] (国立国会図書館所蔵、請求記号：WA1-6-14) 天明3年5月16日条 コマ：22)

渡邊が更に先例を調べてみたところ、この度の訳官使と同じ二訳渡海の記録は詳細でなく、全て65名派遣に一致しなかったため論争の根拠にならなかった。或いは人数の書面が無い記録があったり、元文3(1738)年と延享4(1747)年の先例では67名渡海になっていたため、今後の論争における「踏所」、つまり主張の拠り所も見当たらなかったからである(①)。また、朝鮮側に対して強気に出る場合、訳官使の渡海自体に差し支えることは無かろうが、朝鮮側が乗船時期を引き延ばすか、支給品に関する交渉まで悪影響を及ぼす恐れもあると判断された(②)。

渡邊は故事先例を根拠にしているものの、それがいつも対馬藩側に有利に作用するとは限ら

ず、だからといって無理強いに對馬藩側の要求を認めさせることも困難であった。繰り返しになるが、18 世紀以降は、もはや戦後の余威に頼れない、力に頼る外交から脱却した時代であった。この時期における裁判役の役割は、基本的には交渉において根拠となり得る先例を調査・選別し、朝鮮側と直接論争することで藩当局の方針を貫徹させることであったが、その根拠如何では交渉における力を失うこととなった。

史料に戻り、結局のところ渡邊は、先例や記録の面で不都合な部分があるからと言って、藩当局の方針自体を裁判役である渡邊自身の判断で曲げるわけには行かなかった(㉔)。渡邊としては他の手段を講じて朝鮮側の不満を和らげながらも藩当局の方針を貫徹させねばならなかった。結局、訳官使一行の人数に関する藩当局の方針は貫徹された。そして朝鮮側が乗船時期を引き延ばしたり、他の交渉事案に悪影響が及んだりすることも無かった。この交渉において渡邊が果たした役割を次の史料で確認してみよう。1783 年 5 月 22 日の様子である。

【史料 8】

兼々各方被相望候ハ、下官二人御増被下候様ニとの事ニ候処、夫ハ何官ニもいたせかし、定人数相極りたる例格ニ而御差図有之たるを拙者心得を以相増可申様無之、さらはとてケ程迄各方呉々被申聞を押返々々同様之返答も難申切候間、㉕先下官式人者各願望之通、此節被召連候様、然る上、御国ニて奉願、何とそ 東武之御慶事ニ限兩人御増被下候様御願可申、乍去上下之間難届、弥御増不被下時者、此兩人可令難儀候故、其節ハ拙者方助力可致候哉、又ハ再度之上不及難儀様取計候品茂可有之哉与申候得者、㉖殊外忝かり、我々共右之分ニ而差繕相成候ハ、是程之御苦勞ハ御懸不申事ニ御座候所、無餘儀事情を御願上候處、深御請持被下、御厚情之御心配ニ而其筋を御立被下安心仕候、右之次第堂上へ懇ニ申聞候ハ、悦可申候、追々被仰聞置候御用筋尚又堂上申談、重而御返答可申上候間、御老躰之御身分強く御苦勞ニ被思召間敷と申所迄ニ而、

(『裁判記録』[156] (国立国会図書館所蔵、請求記号: WA1-6-14) 天明 3 年 5 月 22 日条 コマ: 29-30)

この日は堂下訳官韓廷脩²⁰と訓導²¹卞世謙²²が倭館を訪れ、渡邊がその応対をした。様々な交渉事案が議論されたが、渡邊は訳官使一行の人数について次のような提案をした。すなわち、取り敢えず朝鮮側の要求通りに下官 2 名を追加的に渡海させ、対馬到着後に對馬藩当局に正式な一行として認めてくれるよう請願してみるとのことであった。しかも、請願が却下された場合にはこの 2 名が困るので、その時は渡邊自身が助力するか、他の方法を考えてみるとまで述べた(㉗)。

以前、堂下訳官韓廷脩が渡邊に対し「我々共(引用者: 堂上訳官と堂下訳官)と上中下官迄一行ニ有之段甚難儀仕候」、「大ぶりたる事を可申上様無之、漸下官二人丈ケ相増候義候」と述べたことがある²³。享保 6 年以來の對馬藩が 65 名に制限していた「訳官使一行」の構成を、對馬藩側では「堂上・堂下訳官と随行員を併せて 65 名」と解釈し、朝鮮側では「随行員のみで 65 名」として解釈していたのである。今回の訳官使一行 67 名というのは、朝鮮側の解釈に従えば従来からの規定どおりの人数だから、まずはその人数での渡海を認めておく。一方で、對馬藩側の解釈では 65 名が上限だったから、そこに 2 名の差が生じてしまう。その差については訳官使一行の對馬到着後に、渡邊の方で色々工夫してみる、というのが渡邊の折衝案であった。

渡邊の案を受けた韓廷脩は大いにありがたがり、堂上訳官朴道洵に報告すればきっと喜ぶはずだと述べる。そして「追々被仰聞置候御用筋」つまりその他の交渉事案²⁴についても堂上訳官と相談の上で後日返答すると述べた(㊦)。渡邊の折衝案によって訳官使一行の人数交渉は勿論、膠着状態にあった支給品に関する交渉までが一挙に進展を見せたのである。結局、1783年6月1日に諸交渉事案が妥結した。渡邊の折衝案の通り、総67名の内65名(堂上・堂下訳官2名、上官25名、中官25名、下官13名)がまず正式な一行として渡海し、残る下官2名は対馬藩において渡邊が様々な手段を講ずることになった²⁵。

これで対馬藩側と朝鮮側が各々主張していた訳官使渡海人数の上限をめぐるズレの問題は両立するかたちで解消され、両者間の対立や葛藤も解消された。裁判役である渡邊六之進によって対馬藩側の方針が貫徹される格好をとりながらも朝鮮側の主張も取り入れることで問題解決が図られたのである。渡邊六之進が果たした役割、すなわち藩当局が立てた方針を、倭館という現場において実際の交渉を通じて、朝鮮側に貫徹させることに努めたことに裁判役の実質的推進者としての役割を確認できよう。また、その過程ではそれが不如意な場合には方針を崩さない限りで朝鮮との折り合いをつけることも裁判役の役割だったのである。

4. おわりに

18世紀以降の裁判役は「只諸役之内勤功・年数等を以被召仕候御扶助」として任命され、必ずしも所謂「外交筋」ではない人物でも無理なく裁判役に任命されたところに特徴がある。そして、それが可能だった理由は、17世紀後半から対馬藩内で朝鮮関係の諸記録が整備・蓄積されたことにある。

既に述べたように、長正統(1968)は、対馬藩内で朝鮮関係の諸記録が整備・蓄積され始まった17世紀後半から明治政府外交の成立までを、その以前の時期と対比して独自な特質をもっていたと指摘し、「日鮮関係における記録の時代」と呼んだ²⁶。17世紀後半以後に整備・蓄積された諸記録に支えられることによって、「外交筋」ではない人物でも無理なく裁判役日朝交渉に臨むことが可能となり、藩当局の方針を貫徹させながらも朝鮮側との対立や葛藤を円満に解消させた。もはや力による外交に頼れなくなった18世紀において、裁判役が果たした役割や意義は、こうしたところにあった。

本稿の事例に即して言えば、初めて訳官使迎送裁判に任命された渡邊六之進は、訳官使一行の人数をめぐる対馬藩側と朝鮮側との意見の衝突を解消する交渉に直面した。渡邊はまず、諸記録のなかから自らに有利な先例や記録を選別して朝鮮側に提示し、朝鮮側と対峙する姿勢を見せた。ところが、残された記録は必ずしも対馬藩側に有利なものばかりではなく、朝鮮側の主張を証明するものすら見いだすことが可能であった。そうしたときに渡邊は、それら証拠にもとづきながら対馬藩側と朝鮮側の主張が両立し得る折衝案を提示することで、藩当局の方針を貫徹させながらも朝鮮側との対立や葛藤を解消させることに成功した。そこには自らに有利な記録のみを選び出して自らの主張に固執するという態度ではなく、相手側を利するような内容をも包括しつつ交渉を妥結へ導こうとする渡邊の柔軟な対応があった。そうした柔軟さゆえに朝鮮側からの謝意を引き出すことともなり、交渉は円満な解決へと至ることとなったのである。自らに不利となる証拠をも併せのみながら交渉に臨む姿勢には、文書主義・証拠主義を徹底した姿を見いだすことができる。対馬藩内における朝鮮関係の諸記録の整備・蓄積があつてこそ裁判役渡邊のこういう対応が可能になった。

本稿では、18世紀の日朝交渉において裁判役が果たした役割の一部を確認することにとどまった。18世紀以降の日朝交渉や裁判役の果たした役割の全貌を明らかにするには、様々な事例分析を積み重ねていくことが必要であろう。この点については今後の課題としたい。

注

- 1 長正統「日鮮関係における記録の時代」『東洋学報』第五十卷四号、七十～百二十四頁、東洋学術協会、1968年；田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』、創文社、1981年；永留久恵『対馬国志』2巻中世・近世編、「対馬国志」刊行委員会、2009年。
- 2 「問慰官護行差倭」（小差倭）の役割を引き継いだものと考えられる。『増正交隣志』（巻一 接待対馬島人新定事例）の「問慰官護行差倭」項目に「而近時則裁判必替来護行」とある。また、『邊例集要』（巻四 裁判）の1681年3月にあった「問慰官護行差倭平成次（田嶋十郎兵衛）」の館着記事に「同年七月二十五日状啓中始称裁判」という注釈がある。直後の同年12月に館着した藤成久（田中善左衛門）は「問慰官護行裁判差倭」であった。
- 3 長正統、前掲論文、八十六～八十八。
- 4 長正統、前掲論文；田代和生、前掲書。
- 5 長正統、前掲論文、百十八～百二十頁。
- 6 長正統、前掲論文、八十四～八十五頁。
- 7 田代和生、前掲書、百八十二頁。
- 8 対馬藩国元において2名の裁判役が任命されたからといって、必ずしも2名が同時に倭館へ派遣されたとは限らない。例えば、『邊例集要』（巻四 裁判）の田中善左衛門の館着（1680年9月）記事に「館守倭、見島中奉行等私書而言曰、両国間公幹次知差倭橋成陳（引用者：井手弥六左衛門）遞改代、藤成久（引用者：田中善左衛門）・平成次（引用者：田嶋十郎兵衛）両差倭差定、使之互相往来」とある。その後、1684年1月までこの両名が交替で1名ずつ倭館へ派遣されていたと見える。
- 9 長正統、前掲論文、八十五頁。
- 10 秀吉の朝鮮出兵後、日朝間における貿易量の増大、事務の繁雑化にともなって倭館の常駐人員が増大し、それらを統括するために館守の制度ができた。任期は原則として2年で、現役の与頭または表番頭から任命された。（長正統、前掲論文、七十五～七十七頁）
- 11 詳細な理由は不明。館守は倭館の総括責任者なので、かつて館守として倭館を総括していた程の人物が、現在は裁判役として公作米交渉に努めていることに対する嘲笑であると推測される。
- 12 賀島兵介のみならず、後述する大森繁右衛門もまた裁判役が頻繁に交代されることを批判するが、裁判役制度が終焉を迎えるまで裁判役は頻繁に交代され続けていた。後述するように18世紀以降においても裁判役に任命されることは「扶助」つまり経済的な利益の側面を有していた。なるべく多くの藩士に経済的な利益を提供するために、藩当局は裁判役を頻繁に交代していたと推測される。
- 13 長正統、前掲論文、百十五頁。
- 14 長正統、前掲論文、八十五～八十六頁。
- 15 訳官使一行の人数の他にも、対馬藩が訳官使一行へ支給する古銀を銅に代替させる交渉、

- 訳官使一行へ支給する食糧の支給方式に関する方針伝達、訳官使衣冠の先例調査、訳官使が持参する書契の徹底等が命令されたことが『裁判記録』1782年12月1日条で確認される。
- 16 1722年生まれ。務安朴氏。字は汝厚。1741年訳科（倭学）に及第（李成茂・崔珍玉・金喜福編『朝鮮時代雑科合格者総覧：雑科榜目の電算化』、韓国精神文化研究院、1990年。（原文韓国語）。
- 17 倭学訳官の一種で、訓導と同じく中央から派遣されるが、1年毎に交代される。訓導とともに対日応対を担当し、日本語の学習も職分であった（金義煥「釜山倭館の職官構成とその機能について—李朝の対日政策の一理解のために—」『朝鮮学報』第百八輯、朝鮮学会、1983年、百十九頁）。
- 18 1741年生まれ。坡平趙氏。字は景安。1774年訳科（倭学）に及第（前掲注16）。
- 19 朝鮮側がどの記録を参考にしたかは不明。洪性徳（1999）によると、朝鮮側で訳官使一行の人数を記録した現存史料としては『邊例集要』が詳細であるが、『邊例集要』（卷十八 渡海）によると、1726年は88名が、1734年には84名が渡海した。
- 20 1741年生まれ。清州韓氏。字は士敏。1763年訳科（倭学）に及第（前掲注16）。
- 21 倭学訳官（朝鮮朝廷の日本語通訳）の一種。中央から派遣され、日本語教育や対日通交貿易に関する応対を担当した。倭館の近くに位置する誠心堂を執務居処とし、任期は2年半であった（金義煥、前掲論文、百十六～百十八頁）。
- 22 1744年生まれ。密陽卞氏。字は士益。1768年訳科（倭学）に及第（前掲注16）。
- 23 『裁判記録』1783年5月13日条。
- 24 この日の交渉について『裁判記録』（御用往復控）1783年5月30日付書状に「裁判夫程之所迄情厚心配候哉、実ニ忝候、右之一事信用之段者分而厚存候、左候上ハと夫ヲ穩ニ相成、銅御変通御用も堂下訳何分周旋可仕候間、老躰苦勞ニ不存様、冠衣之儀茂口々書付ニ而可答と事情宜掛合申候、先如此ニて取済申候」とある。「追々被仰聞置候御用筋」とは「銅御変通御用」（訳官使一行へ支給する古銀を銅に代替させる交渉）と「冠衣之儀」（訳官使衣冠の先例調査）であった。
- 25 『裁判記録』1783年6月1日条。ただし、この日に行われた最終交渉も円満には進まなかった。去る1783年5月22日、渡邊六之進の折衝案を受けた堂下訳官韓廷脩は、堂上訳官朴道洵に報告して後日返答すると述べたが、この日、渡邊六之進が暇乞いに倭館を訪れた朴道洵に「古銀代丁銅變通之書付」や「一行人數之書付」の提出を要求すると、朴道洵は「左様之座段迄ニ相成居候所ハ更ニ不承候」ことなので「於此儀者決而相成事ニ者無之」との反応を見せた。諸交渉事案が渡海直前に振り出しに戻る危機であったが、朝鮮語通詞らの説得の結果、朴道洵は「一行人數之儀ニ付無餘儀次第追々申出候処、実情之御取計ニ至たる品をも不分様ニ相成候而者不興千万」と述べ、諸交渉事案がそのまま確定した。
- 26 長正統、前掲論文、七十二～七十三頁。

引用文献

引用史料：

賀島兵介「言上書」瀧本誠一編『日本経済叢書』第二十六卷、一～四十二頁、日本経済叢書刊行会、1916年。

雨森芳洲著、田代和生校注『交隣提醒』東洋文庫852、平凡社、2014年。

「裁判役之儀ニ付口上覚」年代未詳、登録番号MF0000636、所蔵文書番号3793、韓国国史編纂委

員会所蔵。

金健瑞外著「増正交隣志」『奎章閣叢書』第六、京城帝国大学法文学部、1940年。

『裁判記録』 <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2583972?toc0pened=1>（最終閲覧2018年7月30日）

『邊例集要』 http://db.history.go.kr/id/sa_020（最終閲覧2018年9月29日）

参考資料：

大場生与「近世日朝関係における譯官使」、慶応義塾大学大学院文学研究科修士論文、1994年。

長正統「日鮮関係における記録の時代」『東洋学報』第五十卷四号、七十～百二十四頁、東洋学術協会、1968年。

金義煥「釜山倭館の職官構成とその機能について—李朝の対日政策の一理解のために—」『朝鮮学報』第百八輯、百十一～百四十五頁、朝鮮学会、1983年。

国立国会図書館利用者サービス部編、田代和生解説『参考書誌研究』第七十六号、勉誠出版、2015年。

田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』、創文社、1981年。

永留久恵『対馬国志』2卷中世・近世編、「対馬国志」刊行委員会、2009年。

李成茂・崔珍玉・金喜福編『朝鮮時代雑科合格者総覧：雑科榜目の電算化』、韓国精神文化研究院、1990年。（原文韓国語）

洪性徳「朝鮮後期における対日外交使節問慰行の渡航人員分析」『韓日関係史研究』第十一輯、六十一～八十一頁、韓日関係史学会、1999年。（原文韓国語）

【裁判一覧表】

裁判役		使命	倭館滞留		備考
名前	実名		館着年月日	館発年月日	
井手弥六左衛門	橘智正	信使迎送	1607.04.	未詳	町人
井手弥六左衛門	橘智正	信使迎送	1617.07.	未詳	
井手弥六左衛門	橘智正	信使迎送	1624.09.	未詳	
井手弥六左衛門	橘智正	訳官迎送	1629.12.	未詳	
井手弥六左衛門	橘智正	訳官迎送	1630.	未詳	
有田壱兵衛	藤智縄	訳官迎送	1632.08.	未詳	町人
有田壱兵衛	藤智縄	訳官迎送	1634.02.	未詳	
有田壱兵衛*	藤智縄	未詳	1634.12.	未詳	
有田壱兵衛	藤智縄	訳官迎送	1636.02.	未詳	
有田壱兵衛	藤智縄	信使迎送	1636.10.	未詳	
有田壱兵衛	藤智縄	訳官迎送	1640.07.	未詳	
有田壱兵衛	藤智縄	信使迎送	1643.04.	未詳	
有田壱兵衛	藤智縄	訳官迎送	1646.12.	未詳	『邊例集要』（巻一 別差倭）には1646年10月館着
勝田五郎左衛門	橘成正	訳官迎送	1651.03.	未詳	
勝田五郎左衛門*	橘成正	幹事	1651.07.	未詳	有田壱兵衛（藤智縄）と交代
勝田五郎左衛門	橘成正	訳官迎送	1652.12.	未詳	
佐護式右衛門	平成扶	訳官迎送	1654.12.	未詳	これより士分から任命
佐護式右衛門	平成扶	信使迎送	1655.06.	未詳	『邊例集要』（巻四 裁判）には1655年4月館着
佐護式右衛門カ*	^{平カ} 源成扶	幹事	1656.02.	未詳	
佐護式右衛門	平成扶	訳官迎送	1656.05.	未詳	
寺田市郎兵衛*	橘成般	未詳	1658.01.	未詳	3代館守（1642.07～1644.05） 『邊例集要』（巻四 裁判）や『邊例集要』（巻一 別差倭）に記事あり、但し、後者では「島主身死告訃差倭」と記録
寺田市郎兵衛*	橘成般	幹事	1659.閏03.	未詳	佐護式右衛門（平成扶）と交代
多田原右衛門 寺田市郎兵衛	橘成税 橘成般	訳官迎送	1659.05.	未詳	9代館守（1656.08～1659.01） 3代館守（1642.07～1644.05）
多田原右衛門 寺田市郎兵衛	橘成税 橘成般	訳官迎送	1660.10.	未詳	
番喜左衛門 井手弥六左衛門	藤成之 橘成陣	訳官迎送	1663.02.	未詳	『邊例集要』（巻一 別差倭）には1663年3月に井手弥六左衛門（橘成陣）が館着し、寺田市郎兵衛（橘成

					般)と交代
番喜左衛門 井手弥六左衛門	藤成之 橘成陣	訳官迎送	1664.11.	未詳	『邊例集要』(巻一 別差倭)には 1665年1月に井手弥六左衛門(橘成 陣)が館着
番喜左衛門 井手弥六左衛門	藤成之 橘成陣	訳官迎送	1666.09.	未詳	『邊例集要』(巻一 別差倭)には 1666年8月に井手弥六左衛門(橘成 陣)が館着
井手弥六左衛門*	橘成陣	訳官迎送	1671.01.	未詳	
番喜左衛門 井手弥六左衛門	藤成之 橘成陣	訳官迎送	1672.09.	未詳	『邊例集要』(巻一 別差倭)には 1672年4月に井手弥六左衛門(橘成 陣)が館着
番喜左衛門 井手弥六左衛門	藤成之 橘成陣	訳官迎送	1675.10.	未詳	
番喜左衛門 井手弥六左衛門	藤成之 橘成陣	訳官迎送	1678.11.	未詳	『邊例集要』(巻一 別差倭)には 1672年7月に井手弥六左衛門(橘成 陣)が館着
田中善左衛門*	藤成久	幹事	1680.09.	未詳	『邊例集要』(巻四 裁判)には 1680年9月に田中善左衛門が館着
田嶋十郎兵衛*	平成次	訳官送	1681.03.	未詳	この年7月より朝鮮側で「裁判」と いう呼称が始まる
田中善左衛門*	藤成久	訳官送	1681.12.	未詳	
田嶋十郎兵衛*	平成次	未詳	1682.03.	未詳	
田中善左衛門	藤成久	信使迎送	1682.06.	未詳	『邊例集要』(巻四 裁判)には 1682年11月館着
田嶋十郎兵衛*	平成次	未詳	1683.11.	未詳	
田嶋十郎兵衛	平成次	訳官迎	1684.01.	未詳	
志賀甚五左衛門 佐護助左衛門	平成広 平安親	訳官送	1684.05.	未詳	『邊例集要』(巻四 裁判)には 志賀甚五左衛門が館着
古川平兵衛	平厚中	未詳	1685.09.*	1687.04.	
唐坊忠右衛門	平成辰	未詳	1687.03.*	未詳	15代館守(1670.03~1674.02)
平田所左衛門	平成尚	訳官迎送	1688.04.	1693.07.	17代館守(1675.10~1679.02)
高瀬八左衛門	平成常	訳官迎送	1693.08.25	未詳	16代館守(1674.02~1675.10)
平田所左衛門	平成尚	幹事	1696.02.23	未詳	17代館守(1675.10~1679.02)
高瀬八左衛門	平成常	訳官迎送	1696.08.02	未詳	16代館守(1675.10~1679.02)
白水奎兵衛	藤直良	訳官迎送	1699.07.22	未詳	
平田所左衛門	平成尚	幹事	1700.09.11	未詳	17代館守(1675.10~1679.02)
山川作左衛門	橘全賢	訳官迎送	1702.11.23	未詳	
佐治宇右衛門	平為矩	訳官迎送	1704.09.21	1706.06.02	『裁判記録』の作成が義務化
原五助	原方有	訳官迎送	1706.10.07	1708.閏01.24*	
龍田権兵衛	藤則直	訳官迎送	1708.10.06	1710.10.02*	

加納幸之介	藤方恭	訳官迎送	1709.10.16	1710.09.26	公作米及び倭館修理交渉
嶋雄八左衛門	平方正	信使迎	1710.12.10	未詳	30代館守(1701.09.22～ 1703.12.21)
寺田一郎兵衛	橘方高	信使送	1712.02.27	1712.04.19*	
樋口久米右衛門	平方利	訳官迎送	1713.04.04	1715.05.04*	33代館守(1707.08.30～ 1709.11.26)
瀧六郎右衛門	平方相	訳官迎送	1716.09.19	1718.04.19	
樋口孫左衛門	平真致	訳官迎送 信使迎	1718.02.04	1719.06.27*	35代館守(1711.03.25～ 1712.12.23) 訳官迎送から信使迎を兼任、送訳官 行後、信使を護行して帰国
吉川六郎左衛門	平方敬	信使送	1720.01.08	1720.08.16	
三浦酒之允	平方饒	訳官迎送	1720.12.06	1721.12.06	
鈴木政右衛門	藤方昌	年限	1724.06.08	倭館にて死去	
松尾空	平方広	年限	1724.12.22	1726.01.21	鈴木政右衛門の後任
幾度六右衛門	平守経	訳官迎送	1725.11.16	1727.04.10	公作米及び倭館修理交渉
雨森東五郎	雨森誠清	年限	1729.03.22	1730.10.02	
吉川六郎左衛門	平方敬	訳官迎送	1733.09.21	1734.09.21	漂流民護送使節の接待交渉及び倭館 修理催促
浅井與左衛門	藤誠久 (藤成久)	年限	1734.11.25	1736.03.05*	五日次(朝鮮に漂着した日本人漂流 民への支給物資)交渉
内野一郎左衛門	平如尚	幹事	1736.06.29	1737.02.14	五日次交渉
原熊之允	原誠昌	訳官迎送	1738.03.21	1738.08.22	病気に付、送訳行御免 倭館修理催促
幾度又右衛門	平如矩	訳官送	1738.12.03	1739.07.10	原熊之允の後任
樋口五左衛門	平誠匡	年限	1739.08.02	1740.07.01	
平田直右衛門 (平田内膳)	平方泰	年限	1744.06.14	1745.閏12.26	44代(1728.10.29～1730.09.09) 及び49代館守(1737.04.09～ 1739.04.10) 倭館修理交渉
鈴木市之進	藤如照	訳官迎送	1746.10.11	1747.11.07	
小野六郎右衛門	源如長	信使迎	1747.09.11	1748.02.09*	
嶋雄八左衛門	平如房	信使送	1748.閏07.12	1749.02.13	
小野六郎右衛門	源如長	年限	1749.04.30	1750.05.01*	倭館施設修理交渉
幾度治左衛門	平如親	訳官迎送	1752.01.23	倭館にて死去	54代館守(1744.10.19～ 1746.10.28) 人参改品交渉
吉川兵部左衛門	平敬信	訳官迎送	1752.10.17	1752.12.16	幾度治左衛門の後任、但し送訳行は 歳遣第一船送使が兼務
多田平左衛門	橘如棟	幹事	1753.01.15	1753.08.23*	56代館守(1748.11.07～

(多田主計)					1750.12.30) 人参改品交渉
内野佐左衛門	平久亮 (平久良)	訳官迎送	1753.12.01	1754.07.07*	但し送訳行は副特送使が兼務
幾度九左衛門	平如昇	年限	1754.06.06	1756.01.27	人参引取再開交渉
松浦讃治	松浦守経	幹事	1754.11.30	未詳	幾度九左衛門の後任、ただし朝鮮側 では無視 朝鮮方勤務経験
幾度九左衛門	平如昇	年限	1755.01.16	1756.01.27	
吉村橋左衛門	橋如林	年限	1759.05.19	1760.04.28	
樋口七郎左衛門	平蕃信	訳官迎送	1761.06.30	1762.06.30*	樋口左衛門とも
平田所左衛門	平如任 (平如林)	信使迎	1763.02.09	1763.09.22	
吉村橋左衛門	橋如林	信使送	1764.06.22	1764.閏12.19	
中庭作左衛門	藤蕃頼	年限	1764.08.15	1765.10.08	
嶋雄只右衛門	平暢亮	幹事	1765.09.10	1765.03.06	
三浦源之進	橋暢任	訳官迎送	1765.12.22	1766.07.17	
朝岡一学	紀蕃実	訳官迎	1766.11.03	未詳	迎訳官の前に倭館にて病氣御役御免
岩崎喜左衛門	源令徳	訳官迎送	1767.閏09.01	1769.03.05	朝岡一学の後任
内野礼	平久隆	年限	1769.08.06	1770.05.08	
戸田三左衛門	源恭礼	幹事	1771.06.19	1772.02.06	貿易振興交渉
樋口與左衛門	平暢謙	年限	1774.05.10	1775.04.09	人参改品交渉
小田郡右衛門	橋暢久	年限	1779.06.03	1780.05.06*	看品再開交渉
内山叶	平暢年	訳官迎送	1780.04.25	1781.09.11	
渡邊六之進	平則政	訳官迎送	1783.01.24	1784.07.01*	倭館修理交渉
平田又左衛門	平暢寛	年限	1784.06.15	1785.07.15*	
原宅右衛門	藤暢規	訳官迎送	1787.05.23	1788.12.17	69代館守(1777.02.04～ 1779.03.13)
幾度主膳	平功円	年限	1789.06.29	1790.04.19	71代館守(1781.06.17～ 1784.閏01.11)
河内徳左衛門	橋政養	年限	1794.08.15	1795.06.26	平田浅右衛門の名代 人参改品及び倭館修理交渉
黒木勝見	源調直	訳官迎送	1795.12.26	1797.09.17	
古河又三郎	源喬	年限	1799.05.25	1800.09.14	吉賀主膳の名代 人参改品・仕入れ量増加及び倭館修 理交渉
浜田源左衛門	橋功英	年限	1804.07.22	1805.08.24	人参改品交渉
重松此面	藤功喬	幹事 訳官迎送 信使迎	1807.08.23	1811.02.22	易地信使講定の幹事裁判として在館 中、1809.01.12 訳官迎送裁判へ移 差、同06.22 上船帰国、同11.04 帰

					館、役目終了後、信使迎裁判役として1811.02.22乗船帰国
高瀬五郎左衛門	平功保	年限	1809.09.09	1810.10.22*	
多田源右衛門	橘功則	信使送	1811.07.03	1812.09.23	
俵五郎左衛門	藤功告	年限	1814.05.12	1815.07.08	
津留又蔵	藤功一	訳官迎送	1817.07.05	1819.閏04.29	
内山郷左衛門	藤定得	年限	1819.11.05	1820.12.08	幾度次左衛門の名代
樋口孫左衛門	平功致	訳官迎送	1822.閏01.25	1823.12.24	
有田謙	藤質信	年限	1824.07.20	1825.11.13	
小野十郎兵衛	源功世	訳官迎送	1828.07.29	1830.07.24	第85代館守(1815.05.20～1816.06.30)
島雄権右衛門	平矩一	年限	1829.05.05	1831.06.08	津江勘左衛門の名代
樋口太郎兵衛	平功政	年限	1834.07.03	1835.10.11	倭館施設修理催促
杉村司	平質久	訳官迎送	1838.02.08	1839.09.10	
幾度哲輔	平矩同	年限	1839.08.19	1840.10.22	田中善左衛門の名代
樋口監物	平尚久	訳官迎送	1840.09.27	1842.07.26*	樋口直理(父)の名代
田嶋造酒允	平章善	訳官迎送	1842.11.11	1843.09.08*	病気のため送訳行御免
難波早衛	平矩円	訳官送	1843.11.17	1844.10.13	田嶋造酒允の後任
吉川左衛門	平勝保	年限	1844.10.18	1845.04.30*	吉川右近(父)の名代
俵左門	藤章明	年限	1849.06.23	倭館にて死去	死後、封進梯治兵衛が代行
難波早衛	平矩円カ	年限	1854.05.12	1855.04.10	平田賀津美の名代
戸田頼母	未詳	訳官迎送	1854.10.27	未詳	
樋口弾正	平質親	訳官迎送	1857.09.02	1858.05.17	病気で送訳行を免ぜらる
番縫殿介	未詳	訳官送	1859.02.15	1860.02.17	樋口弾正の後任
三浦守衛	未詳	年限	1859.09.29	1860.06.04*	田中正記の名代
吉田隼見	未詳	訳官迎送	1860.04.13	1862.04.15*	
多田佐一郎	未詳	年限	1864.03.30	1865.閏05.29	田中正記の名代
渡辺小右衛門	未詳	年限	1870.01.03	1871.02.03*	森川玉誠の名代 書契問題交渉

※本表は長正統(1968)の【表Ⅱ】を基に、主に『邊例集要』や『裁判記録』等を使用して一部修正・補強・再構成したものである。

①裁判役欄：長正統の表に存在しない派遣が『邊例集要』から確認された場合には加筆して「*」を付した。但し、『邊例集要』(巻一 別差倭)に見える「両国幹事差倭」や「渡海訳官護行差倭」も各々「幹事裁判」や「訳官迎送裁判」として見なして加筆した。そして長正統の表と『邊例集要』に多少の相違がある場合にはその旨を備考欄に記入した。実名は、長正統の表では不分明であった部分を加筆・修正し、必要と思われる部分は併記した。

②使命欄：長正統の表では、1681年9月に田中善左衛門(藤成久)と田嶋十郎兵衛(平成次)が訳官迎送の使命で館着、翌1682年6月に田中善左衛門が信使迎送の使命で館着、1682年1月に田嶋十郎兵衛が訳官迎送の使命で館着とある。本表では『邊例集要』や大場生与(1994)の表「表1 近世譯官使一覧表」を参考にして両名の派遣内訳や使命を修正した。

③倭館滞留欄：史料との対照から館着年月日を一部修正した。また、館発年月日欄を新たに設けて裁判役の倭館滞留

期間を表した。尚、基になった長正統（1968）の【表Ⅱ】と同じく、信使または訳官の迎送裁判のように対馬と倭館を複数往復する場合には最初の館着年月日を取り、館発年月日は最後のものをとった。この際、田代（2015）の裁判記録関係の表を参考にして各裁判役の『裁判記録』の最終記事作成日を館発年月日として見なしたが、その場合には「*」を付した。

④備考欄：史料から裁判役が藩当局から指示された業務内容を確認できた場合にはその大略を記入した。また、名代として裁判役に任命・派遣された場合にもその旨を記入した。一方、裁判役の館守経歴については長正統（1968）の【表Ⅰ】との対比を通じて検出したが、17 世紀までは『邊例集要』（巻四 館守）における後任館守役の倭館渡海までを勤務終了日として見なし、18 世紀以降は田代（2015）の（倭館）館守毎日記関係の表を参考にして各館守の『（館守）毎日記』の最終記事作成日を勤務終了日として見なした。

